

# 大分市一般廃棄物処理基本計画の改定について

## 具体的施策 新旧対照表

令和元年7月

大分市環境部 ごみ減量推進課

## 大分市一般廃棄物処理基本計画具体的施策 新旧対照表

基本目標1 一人ひとりが環境や資源について考え、4Rに積極的に取り組むまち			
		具体的な取組内容	見直し案
<b>4R推進計画</b>			
<b>(1) 「4R」への意識改革</b>			
<b>1) リフューズ・リデュース・リユースを軸とした「4R」の啓発</b>			
P27	①「4R」やごみに関する情報提供	「4R」やごみの排出状況などの情報を、本庁・各支所等に掲示するとともに、市報、インターネットのホームページ、広報誌「リサイクルおおいた」、大分市公式アプリ「いいやん!おおいた」、新聞、テレビ、パンフレット等、様々な広報媒体や新しい情報スキルを活用し、適切なタイミングで、積極的に提供していきます。また、情報は、幅広い世代の市民にわかりやすく伝わるよう努めます。	「4R」やごみの排出状況などの情報を、本庁・各支所などでの掲示や市報への掲載、市公式アプリ「いいやん!おおいた」や市ホームページにより提供するとともに、新聞、テレビ、パンフレットなど、様々な広報媒体を活用し、適切なタイミングで、積極的に提供していきます。また、情報は、幅広い世代の市民にわかりやすく伝わるよう努めます。
P27	②「大分エコライフプラザ」の機能強化	「大分エコライフプラザ」では、ごみ減量に関する啓発や情報発信、リサイクルやリユースの体験学習、また、古着の配布なども実施しています。今後、より幅広い年齢層をターゲットとした啓発や情報発信の拠点としての機能強化を図ります。	「大分エコライフプラザ」では、ごみ減量に関する啓発や情報発信のほか、リサイクルやリユースの体験教室の開催、古着とおもちゃのリユースコーナーの設置などの取り組みを行っています。今後も、「4R」に対する意識が高まるよう、幅広い年齢層をターゲットとした啓発や情報発信の拠点としての機能強化を図ります。
<b>2) 環境教育・学習の充実</b>			
P27	①幼稚園、小・中学校などにおけるごみ環境教育の充実	ごみ問題の意識改革には子どものころからの教育が重要なことから、未就学児を対象とした紙芝居や小学校4年生の清掃工場見学など、成長段階に応じた実践型の「ごみ環境教育」の充実を図ります。	ごみ問題の意識改革には子どものころからの教育が重要なことから、未就学児を対象とした紙芝居や小学校4年生の清掃工場見学など、成長段階に応じた実践型の「ごみ環境教育」の充実を図ります。
P27	②自主的環境教育・学習の推進及び支援	「4R」への関心を高めるため、地域の住民団体等や事業所での自主的学習会の開催を推進するとともに、情報の提供や講師派遣などの活動支援を行います。	「4R」への関心を高めるため、地域の住民団体や事業所などでの自主的学習会の開催を推進するとともに、情報の提供や講師派遣などの活動支援を行います。
<b>3) 双方向の情報交流</b>			
P28		循環型社会を構築するためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を担い実行することが重要です。そのためには、市から一方的に情報を提供するのではなく、市民、事業者の代表で構成する「大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会」や懇談会の機会も含め、市民や事業者の意見を反映させるための双方向の情報交流を図ります。	循環型社会を構築するためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を担い実行することが重要です。そのためには、市から一方的に情報を提供するのではなく、 <b>市民、事業者の代表で構成する「大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会」</b> まちづくり出張教室や懇談会の開催など、市民や事業者の意見を反映させるための双方向の情報交流を図ります。
<b>4) 事業者に対する指導・啓発</b>			
P28	①排出事業者への指導の徹底・強化	清掃工場に搬入される事業系ごみの中には、リサイクルできる紙類や産業廃棄物が多く混入されていることから、排出事業者に対して、適正な分別方法やごみの減量化についてのチラシ配布や広報紙、ホームページでの掲載等、啓発活動を積極的に行います。	清掃工場に搬入される事業系ごみの中には、リサイクルできる紙類や産業廃棄物が多く <b>混入している</b> ことから、排出事業者に対して、適正な分別方法やごみの減量化に関する <b>チラシの配布、市報や市ホームページでの広報</b> などの啓発活動を積極的に行うとともに、 <b>清掃工場における搬入物検査に基づく指導を強化</b> します。
P28	②大規模事業所ごみ減量推進事業の推進	既に、大規模事業所をごみ減量推進事業所として指定し、事業系ごみの減量の推進を図っています。引き続き、各事業者から提出された減量計画書に基づいて、排出ごみの実態把握、減量及び適正処理の管理などの指導を行うとともに「4R」への啓発に取り組めます。さらに、ごみ減量推進事業所の対象の拡大を図ります。	<b>既に、</b> 大規模事業所をごみ減量推進事業所として指定し、事業系ごみの減量を推進しています。各事業者から提出された減量計画書などに基づく <b>排出ごみの実態把握に努め、ごみの減量と適正処理に関する指導を行うとともに、「4R」の取り組みの啓発を行います。また、模範となる取り組みを行っている事業所を表彰し広報することにより、取り組みの広まりを図ります。</b>
P28	③エコショップ認定事業の推進	「大規模事業所ごみ減量推進事業」に該当しない小売店舗等をエコショップとして認定し、事業系ごみの減量を推進しています。引き続き、認定事業所の特徴的な取り組みの紹介や表彰など普及拡大に努めます。	「大規模事業所ごみ減量推進事業」に該当しない小売店舗などをエコショップとして認定し、事業系ごみの減量を推進しています。 <b>引き続き、認定事業所の特徴的な取り組みの紹介や表彰を行うことにより、取り組みの広まりを図ります。</b>

大分市一般廃棄物処理基本計画具体的施策 新旧対照表

基本目標1 一人ひとりが環境や資源について考え、4Rに積極的に取り組むまち			
		具体的な取組内容	見直し案
<b>(2) リフューズ・リデュースの推進</b>			
<b>1) 生ごみの減量</b>			
P28	①「3きり運動」の推進	家庭から排出される「燃やせるごみ」の約5割は生ごみが占めており、市民へは食べ残しや未利用食材をできるだけ排出しないよう、購入した食材は使い切る「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、排出前に水分をきる「水きり」の「3きり運動」を推進します。 また、事業系の生ごみ対策としては、事業者へ「3きり運動」を働きかけるとともに、食品リサイクル法に基づく食品ロスの減量を要請します。	家庭から排出される「燃やせるごみ」には多くの生ごみが含まれています。生ごみの減量を図るため、市民へは食べ残しや未利用食材をできるだけ排出しないよう、購入した食材は使いきる「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、排出前に水分をきる「水きり」の「3きり運動」を推進します。 また、事業者に対しても「3きり運動」を働きかけるとともに、食品リサイクル法に基づく取り組みを要請し、事業系の生ごみの減量を推進します。
P29	②食品ロスの削減	新規	家庭などから排出される生ごみには、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスが含まれていることから、生ごみに占める食品ロスの割合の把握に努めるとともに、食品ロスの削減のため、「3きり運動」の推進とあわせ、フードバンクの取り組みなどとの連携を図ります。また、食品ロスの削減は経済的損失、食育、貧困問題などの多岐にわたる社会的課題の解決にもつながることから、関係部局間での情報共有や連携を図ります。
P29	③生ごみ処理機器等の使用の促進	処理機器(コンポスト・ボカシ容器、生ごみ処理機器、段ボールコンポスト)等の普及に努めて減量化を図ります。また、コンポスト・ボカシ容器を上手に利用してもらうため、訪問指導や普及講習会を開催します。 飲食店やホテル等は大量の生ごみを排出していることから、業務用の生ごみ処理機器等の利用を促し生ごみ減量化を図ります。	処理機器(コンポスト・ボカシ容器、生ごみ処理機器、段ボールコンポスト)等の普及に努め、生ごみの減量化を図ります。また、コンポスト・ボカシ容器を上手に利用してもらうため、訪問指導や普及講習会を開催します。 飲食店やホテル等は大量の生ごみを排出していることから、業務用の生ごみ処理機器等の利用を促し生ごみ減量化を図ります。
<b>2) ごみになるものを買わない努力</b>			
P29	①ライフスタイルの見直し	ごみを出さない方策として、「不要なものは断る」、「安易に使い捨て商品を選ばない」、「過剰包装等は辞退する」、「マイバッグを持参する」、「マイボトルを携帯する」、また、「ものを大切に長く使用する」、「壊れたら修理して使用する」など、ライフスタイルを見直す運動を展開します。	ごみを出さない方策として、「不要なものは断る」、「安易に使い捨て商品を選ばない」、「過剰包装は辞退する」、「マイバッグを持参する」、「マイボトルを携帯する」、また、「ものを大切に長く使用する」、「壊れたら修理して使用する」など、ライフスタイルを見直す運動を展開します。
P29	②流通・小売業者による過剰包装等の自粛	トレイやラップを使用した商品等過剰包装が見受けられることから、消費者団体等と連携し、事業者へ過剰包装の自粛をするよう働きかけます。また、生鮮食料品等のばら売り、裸売り等の量り売りの普及拡大も働きかけていきます。さらに、レジ袋の削減のための協力を求めています。	小売店などでは、トレイやラップを使用し過剰包装となっている商品が見受けられることから、消費者団体などと連携し、事業者へ過剰包装の自粛をするよう働きかけるとともに、生鮮食料品などのばら売り、量り売りの普及拡大も働きかけていきます。また、レジ袋の削減のための協力を求めています。
<b>3) ごみ減量と処理費用負担の適正化</b>			
P29	①家庭ごみ有料化制度の周知	家庭ごみ有料化制度は、「家庭ごみの減量とリサイクルの推進」と「ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保」を目的に2014年度(H26)から市内全域を対象に実施しています。 本制度の導入により、ごみ排出量の削減、資源物回収量の増加など一定の効果が現れてきています。引き続き本制度の趣旨等の周知を図るとともに、ごみ減量・リサイクル推進施策の一層の充実に努めます。 また、随時ごみ排出量の状況等を把握する中で、課題等の整理を行い、3年ごとの検証・評価に基づき、制度の改善や継続の要否についても総合的に検討を行います。	家庭ごみ有料化制度は、「家庭ごみの減量とリサイクルの推進」と「ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保」を目的に2014(平成26)年度から市内全域を対象に実施しています。 本制度の導入により、ごみ排出量の削減、資源物回収量の増加や市民意識の高揚など一定の効果が現れてきています。引き続き、本制度の趣旨などの周知を図るとともに、ごみ減量・リサイクル推進施策の一層の充実に努めます。 また、随時ごみ排出量の状況などを把握する中で、課題の整理を行い、3年ごとの検証・評価に基づき、制度の改善や継続の要否についても総合的に検討を行います。
P30	②施設使用料の見直し	ごみ処理施設の使用料について随時に見直しを行い、近隣のごみ処理施設との調整を図り、費用負担の適正化に努めます。	ごみ処理施設の使用料について随時に見直しを行い、近隣のごみ処理施設との調整を図り、費用負担の適正化に努めます。

大分市一般廃棄物処理基本計画具体的施策 新旧対照表

基本目標1 一人ひとりが環境や資源について考え、4Rに積極的に取り組むまち			
		具体的な取組内容	見直し案
<b>(3)リユースの推進</b>			
<b>1)活動の支援と情報発信</b>			
P30	不用品の再使用・再利用の活動の支援	フリーマーケットや不用品の交換、リサイクルショップの活用などに関する情報の提供と活動団体への助言や支援を行い、多くの市民が参加できるよう効果的な普及と活動を推進します。	フリーマーケットや不用品の交換、 <b>リサイクルリユース</b> ショップの活用などに関する <b>情報提供を行うとともに、市民が気軽に取り組める場として、「大分エコライフプラザ」において、おもちゃの交換会やおもちゃの修理コーナー、フリーマーケットなどを開催し、市民による活動の支援を行います。</b>
<b>2)古着・おもちゃ等と自転車・家具等の再使用の拡充</b>			
P30	①古着・おもちゃ等の再使用	「大分エコライフプラザ」では、古着の無料配布を行っていますが、新たに中古ベビー用品のレンタル等、取扱い品目の拡大を図る等、リユースを推進します。	「大分エコライフプラザ」において、古着とおもちゃのリユースコーナーを設置し、 <b>不用となったものの譲り受けと希望する市民への譲り渡しを行っています。取扱い品目の拡大を図るなど、リユースを推進します。</b>
P30	②自転車・家具等の再使用	ごみとして排出されたものが、少しの手を加えることで再利用できることを実感してもらうため、「大分エコライフプラザ」において、自転車・家具等の再生工房の見学や再生品の展示・譲渡を行っています。また、新たにおもちゃ等の修理コーナー設置や再生品の展示・譲渡について中心市街地で開催する等、リユースの普及啓発に努めます。	ごみとして排出されたものが、少しの手を加えることで <b>再使用</b> できることを実感してもらうため、「大分エコライフプラザ」において、自転車・家具等の再生工房の見学や再生品の展示・譲渡を行っています。 <b>また、再生品の展示・譲渡会を中心市街地で開催するなど、リユースの普及啓発に努めます。</b>
<b>3)リユース容器の活用</b>			
P30		リユース容器である一升びん等のガラス容器は、何度も、繰り返し利用ができ、また、使い捨て容器に比べ、環境負荷が低いことから、市民や飲料製品の販売事業者に対して、リユース容器の活用ができないか働きかけていきます。	リユース容器である一升びん等のガラス容器は、何度も、繰り返し利用ができ、また、使い捨て容器に比べ、環境負荷が低いことから、市民や飲料製品の販売事業者に対して、リユース容器の活用ができないか働きかけていきます。

## 大分市一般廃棄物処理基本計画具体的施策 新旧対照表

基本目標1 一人ひとりが環境や資源について考え、4Rに積極的に取り組むまち			
		具体的な取組内容	見直し案
<b>(4)リサイクルの推進</b>			
P30		市は、分別収集の徹底を進めるとともに、回収した資源の再商品化の価値を高めるための品質向上に取り組めます。また、新たに、燃やせるごみの約5割を占める生ごみについて、再資源化やエネルギーの利活用について検討します。市民は、リサイクルを進めるための集団回収や拠点回収を積極的に利用し、これまで以上に分別回収の徹底に取り組めます。	市は、分別収集の徹底を進めるとともに、回収した資源の再商品化の価値を高めるための品質向上に取り組めます。 <del>また、新たに、燃やせるごみの約5割を占める生ごみについて、再資源化やエネルギーの利活用について検討します。</del> 市民は、リサイクルを進めるための集団回収や拠点回収を積極的に利用し、これまで以上に分別回収の徹底に取り組めます。
<b>1)集団回収等の拡大</b>			
P31	<b>有価物集団回収運動の促進</b>	有価物集団回収運動は、回収物の質が高く、参加者のリサイクル意識も向上する等、ごみ減量・リサイクルを推進するうえで大きな成果を上げています。また、地域のコミュニケーションづくりにも貢献しています。今後も、クリーン推進員をはじめ地域の皆さんの協力のもと、回収団体の育成や団体数と回収量の増加に向けて取り組みを進めます。	有価物集団回収運動は、回収物の質が高く、参加者のリサイクル意識も向上する等、ごみ減量・リサイクルを推進するうえで大きな成果を上げてい <del>ると</del> <b>ともに</b> 、地域のコミュニケーションづくりにも貢献しています。今後も、クリーン推進員をはじめ地域の <b>方</b> の協力のもと、回収団体の育成や団体数と回収量の増加に向けた取り組みを進めます。
<b>2)拠点回収等の直接資源化の促進</b>			
P31	<b>拠点回収(回収品目・方法等)の充実</b>	牛乳やジュースなど紙パックや小型家電リサイクル法に基づく使用済小型電子機器等は、支所等で拠点回収を行っています。より多くの市民に利用されるよう情報の提供や啓発に努めるとともに、効率的な回収方法・拠点づくりや新たな回収品目についても検討します。	牛乳やジュースなどの紙パックや小型家電リサイクル法に基づく <b>使用済小型家電</b> は、支所などで拠点回収を行っています。より多くの市民に利用されるよう情報の提供や啓発に努めるとともに、効率的な回収方法・拠点づくりや新たな回収品目についても検討します。
<b>3)分別回収の徹底</b>			
P31	<b>①分別の徹底等に向けた啓発活動の充実</b>	資源物が確実にリサイクルされ有効に利用されるには、適正な分別の徹底とごみの排出モラルの向上が求められます。そのため、「家庭ごみ分別事典」や広報誌「リサイクルおおいた」など、ごみの分別収集とリサイクルに関する普及啓発用の冊子や広報紙を市民や市内転入者に配布するとともに、分別収集の周知と定着や、排出モラルの向上を図るための効果的な啓発活動を行います。	資源物が確実にリサイクルされ有効に利用されるには、適正な分別の徹底とごみの排出モラルの向上が求められます。そのため、「家庭ごみ分別事典」や <b>市報内特集ページ</b> 「リサイクルおおいた」など、ごみの分別収集とリサイクルに関する普及啓発用の <b>冊子など</b> を市民や市内転入者に配布するとともに、分別収集の周知・定着、排出モラルの向上を図るための効果的な啓発活動を行います。
P31	<b>②資源物の持ち去り対策</b>	2012(平成24)年3月から、大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に、ごみステーションからの資源物の持ち去りを禁止する規定を追加し、これに違反すると罰金が科せられることがあるとしたことから、指導性を発揮することができ件数は減少傾向にあります。今後は、引き続き市報等による広報や早朝パトロール、クリーン推進員をはじめとする市民皆様からの通報体制を強化しながら、資源物の持ち去り行為を防止する取り組みを進めます。	<del>これまでの取り組みにより、ごみステーションからの資源物の持ち去り行為や通報は減少してきています。今後も、市報などによる広報やクリーン推進員との連携を強化して計画的なパトロールを実施することにより、資源物の持ち去り行為の防止に努めていきます。</del> <b>また、有価物収集団体との識別のため、有価物回収ステーションの把握や資源物持ち去り禁止看板の設置及び取り換えを行います。</b>
<b>4)グリーン購入等</b>			
P32		環境への負荷の低減などを目的に制定されたグリーン購入法の趣旨を踏まえ、引き続き、行政自ら積極的にリサイクル製品の利用に取り組むとともに、市民や各事業所への普及拡大に努めます。	環境への負荷の低減などを目的に制定されたグリーン購入法の趣旨を踏まえ、引き続き、行政自ら積極的にリサイクル製品の利用に取り組むとともに、市民や各事業所への普及拡大に努めます。

## 大分市一般廃棄物処理基本計画具体的施策 新旧対照表

基本目標1 一人ひとりが環境や資源について考え、4Rに積極的に取り組むまち			
		具体的な取組内容	見直し案
<b>5) 剪定枝の資源化について</b>			
P32		燃やせるごみの約5割を占める生ごみについて、バイオマスとしてメタンガスや水素への利活用など、再資源化や再生エネルギー化に向けた検討を進めます。 また、家庭から排出される落ち葉、剪定枝について、資源化に向けた検討を行います。	<del>燃やせるごみの約5割を占める生ごみについて、バイオマスとしてメタンガスや水素への利活用など、再資源化や再生エネルギー化に向けた検討を進めます。</del> また、家庭から排出される <del>落ち葉、剪定枝</del> について、再資源化に引き続き取り組みます。
<b>6) 事業系ごみのリサイクルの促進</b>			
P32	<b>①食品廃棄物のリサイクルの推進</b>	食品リサイクル法により、食品関連事業者によるリサイクルが推進されていますが、主務大臣による勧告・命令の対象外の事業者についても、自主的にリサイクル活動を推進してもらえよう働きかけます。	食品リサイクル法により、食品関連事業者によるリサイクルが推進されていますが、主務大臣による勧告・命令の対象外の事業者についても、自主的にリサイクル活動を推進してもらえよう働きかけていきます。
P32	<b>②剪定枝等のリサイクル</b>	公園内の樹木、街路樹、造園事業者から排出される剪定枝等の再資源化を実施していきます。	公園内の樹木、街路樹、造園事業者から排出される剪定枝などの再資源化に引き続き取り組みます。
P32	<b>③公共施設からの資源物回収</b>	市庁舎等の公共施設から排出される「新聞紙・雑誌・段ボール・電算用紙・使用済みコピー用紙・機密文書・缶・びん・ペットボトル」を資源物として回収しています。 今後とも、職員への分別の徹底など、行政自ら資源化に積極的に取り組みます。 なお、その成果を公表し、各事業所へ普及拡大を図ります。	市庁舎などの公共施設から排出される「新聞紙・雑誌・段ボール・電算用紙・使用済みコピー用紙・機密文書・缶・びん・ペットボトル」を資源物として回収しています。 今後とも、職員への <b>分別排出の周知徹底を行う</b> など、行政自ら再資源化に積極的に取り組みます。 <b>また、その成果を活用し、各事業所へ普及拡大を図ります。</b>
P32	<b>7) 拡大生産者責任(EPR)の推進</b>	事業者は、拡大生産者責任(EPR)の趣旨に基づき、製品の生産から販売までにおいて、長寿命、繰り返し使用、容易にリサイクルできることや、リデュースやリユースを進めていくことが求められています。 市としても、全国市長会や全国都市清掃会議を通じて国に要望するなど、他の自治体や各種団体等とも協力して、引き続き、国および生産者・販売者へ拡大生産者責任に基づく発生抑制について働きかけを行います。	事業者は、拡大生産者責任(EPR)の趣旨に基づき、 <b>廃棄物の発生抑制や適正なリサイクル・処分に資するように製品の設計・使用後の引き取りなどを行うことが求められています。</b> 市としても、全国市長会や全国都市清掃会議を通じて国に要望するなど、他の自治体や各種団体とも協力して、引き続き、 <b>国並びに生産者及び販売者へ拡大生産者責任に基づく措置を取るよう働きかけていきます。</b>
<b>8) 各種リサイクル法への対応</b>			
P32		容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、資源有効利用促進法等、各種リサイクル法へ適切に対応します。	容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、資源有効利用促進法等、各種リサイクル法へ適切に対応します。

大分市一般廃棄物処理基本計画具体的施策 新旧対照表

基本目標2 環境に配慮した適正な処理体制が整備され、衛生的で安全・快適な生活環境が保たれる自然共生型のまち		
	具体的な取組内容	見直し案
<b>収集運搬計画</b>		
<b>1) 排出マナーの向上と収集運搬許可業者への指導の強化</b>		
P36	①排出マナーの向上に向けた啓発活動の展開 排出ルール of 徹底や排出マナーの向上に向けて、市報やホームページなどの広報媒体を活用した啓発をはじめ、地域でのビデオ等を用いた啓発活動を展開します。 また、クリーン推進員や自治会長と連携を図りながら、ごみステーションにおける排出指導を展開します。	排出ルール of 徹底や排出マナーの向上のため、市報やホームページなどの広報媒体を活用した啓発をはじめ、地域でのビデオなどを用いた啓発活動を展開します。 また、改善の見られないごみステーションを中心に、自治会長やクリーン推進員と連携を図りながら、ごみステーションにおける適正な排出指導及びごみステーションの改修などを推進します。
P36	②安全で適正な排出に向けた指導啓発の展開 ガス缶・スプレー缶やライターが原因と思われる車両や清掃工場の火災を防止するため、安全で適正な排出方法について、継続的で実効性のある指導啓発活動を展開します。	不適正な排出方法が原因と思われる、ごみ収集車両や清掃工場の火災を防止するため、安全で適正な排出方法について、継続的で実効性のある指導啓発活動を展開します。
P36	③収集運搬許可業者への指導の強化 一般廃棄物収集運搬業許可業者に対して、廃棄物の減量及び適正処理を行うため、廃棄物処理法、条例、規則等の関係法令を遵守するよう指導を強化します。 また、違反行為を繰り返す許可業者に対しては、罰則を適用します。	一般廃棄物収集運搬業許可業者に対して、廃棄物の減量及び適正処理を行うため、廃棄物処理法、条例、規則等の関係法令を遵守するよう指導を強化します。 また、違反行為を繰り返す許可業者に対しては、罰則を適用します。
P36	④無許可業者への指導の強化 事業系一般廃棄物の収集運搬業については、市長の許可が必要であることから、無許可で収集運搬業を行っている業者に対する指導を強化します。	事業系一般廃棄物の収集運搬業については、市長の許可が必要であることから、無許可で収集運搬業を行っている業者に対する指導を強化します。
P36	⑤越境ごみ阻止の強化 許可業者への指導はもとより、近隣の市町村との連携を図ることにより、越境ごみの流入・流出を阻止します。	許可業者への指導はもとより、近隣の市町村との連携を図ることにより、越境ごみの流入・流出を阻止します。
<b>2) 市民のニーズと環境に配慮した収集運搬体制の整備</b>		
P37	①ごみステーションの環境美化促進 正しいごみの出し方や適正な収集作業がなされているか、各ごみステーションの状況把握に向け、職員が定期的に巡視を行える体制を確立します。その巡視結果をもとに、排出マナーの向上に向けた排出者への指導や、収集のあり方に対する業者指導、ごみステーション改善に向けた自治会等との協議を進め、ごみステーションの環境美化促進を図ります。また、要望の多い集合住宅のごみステーション対策を進めます。	正しいごみの出し方や適正な収集作業がなされているか、各ごみステーションの状況把握に向け、清掃指導員が定期的に巡視を行います。その巡視結果をもとに、排出マナーの向上に向けた排出者への指導や収集のあり方に対する業者指導、ごみステーション改善に向けた自治会などとの協議を進めるなど、ごみステーションの環境美化促進を図ります。また、要望の多い集合住宅のごみステーション対策を進めます。
P37	②委託業務の遂行に向けた指導育成 確実な即日収集と、ごみステーションの環境維持に向けた市民との信頼関係が構築されるよう、委託業者の指導育成に努めます。	確実な即日収集と、ごみステーションの環境維持に向けた市民との信頼関係が構築されるよう、委託業者の指導育成に努めます。
P37	③生活介助を要する市民への収集支援体制の構築 超高齢社会の到来により、生活介助を要する高齢者が多くなることが予想されるため実態把握を行いながら、生活介助を要する市民への支援体制のあり方について福祉関係者等と協議を進めます。	超高齢社会の到来により、生活介助を要する高齢者が多くなることが予想されるため、実態把握や他都市の実施状況の調査を行いながら、生活介助を要する市民への支援体制のあり方について福祉関係者などとの協議を進めます。
P37	④在宅医療廃棄物の排出方法の徹底 感染性の高い廃棄物の医療機関での回収と、排出者に対する排出方法の周知徹底を図ります。	感染性の高い廃棄物の医療機関での回収と、排出者に対する排出方法の周知徹底を図ります。
P37	⑤生ごみの分別収集体制の構築 生ごみの再資源化、再生エネルギー化に向けて、収集運搬体制の検討を進めます。	項目を削除

大分市一般廃棄物処理基本計画具体的施策 新旧対照表

基本目標2 環境に配慮した適正な処理体制が整備され、衛生的で安全・快適な生活環境が保たれる自然共生型のまち		
	具体的な取組内容	見直し案
中間処理・最終処分計画		
1)安定した中間処理体制の確保		
P40	①中間処理施設の計画的な整備 各工場の定期点検整備等により、ごみ処理施設の適正かつ安定した管理、運営に努めるとともに、既存施設の老朽化と耐用年数等を慎重に判断するなかで、再資源化施設を併設した新環境センターの建設も視野に入れながら、計画的な施設整備に努めます。 ・清掃工場については、ごみの排出量に対応した適切な運転を行います。 ・清掃工場を更新する際は、既存の工場を統合し、1工場体制に向けた検討を行います。 ・清掃工場については、ごみの排出量を勘案し、1工場体制を視野に入れた運転期間を検討し、必要な整備を行います。	各工場の定期点検整備などにより、ごみ処理施設の適正かつ安定した管理と運営に努めるとともに、既存施設の老朽化と耐用年数などを慎重に判断するなかで、 <b>一般廃棄物処理施設整備基本計画に基づく新施設の計画的な施設整備に努めます。</b> ・清掃工場については、ごみの排出量に対応した適切な運転を行います。 ・ <b>清掃工場を更新する際は1工場体制での施設整備を行います。</b>
P40	②新環境センターの建設方針 新環境センターは、広域的な処理を行うこととし、以下の方針を基本とします。 ・生ごみや不燃ごみ等の再資源化施設を併設した施設 ・生活環境の保全に配慮した施設 ・地球温暖化防止対策やエネルギーの創出が可能な施設 ・経済性に優れた施設 ・災害に強く、防災対策機能を備えた施設 ・市民に開かれた施設 等	新環境センターは、広域的な処理を行うこととし、以下の <b>5つ</b> の方針を基本とします。 ・ <b>安全、安定性に優れ、長寿命化が図れる施設</b> ・ <b>資源循環型社会、地球温暖化防止対策を推進する施設</b> ・ <b>災害に強く、防災対策機能を備えた施設</b> ・ <b>市民に開かれた施設</b> ・ <b>経済性に優れた施設</b>
P41	③広域市との連携 燃やせるごみ等の広域処理と併せて、施設の適正な配置や収集体制等の協議を行います。	<b>一般廃棄物処理施設整備基本計画に基づき</b> 、燃やせるごみなどの広域処理と併せ、施設の適正な配置や収集体制などの協議を行います。
P41	<del>④新環境センターの建設用地選定方針</del> ごみ処理施設の中の「 <b>ごみ焼却場</b> 」は、都市計画法に掲げられた都市施設に該当することから、国土交通省から示されている「 <b>都市計画運用指針</b> 」に基づき行います。	項目を削除
2)再資源化処理の推進		
P41	①焼却残渣の再資源化 福宗環境センター清掃工場から排出される焼却灰について、再資源化量の増加に努めます。	<b>佐野清掃センターから排出される飛灰について、引き続き、全量再資源化を行います。</b> 福宗環境センター清掃工場から排出される焼却灰については、再資源化量の増加に努めます。
P41	②不燃物の再資源化 リサイクルプラザで破碎・選別処理したアルミやスチールなどの破碎後不燃物の再資源化の推進に努めます。	リサイクルプラザで破碎・選別処理したアルミやスチールなどの破碎後不燃物の再資源化の推進に努めます。
3)最終処分場の延命化		
P41	最終処分量の減量化等 新たな最終処分場の整備については、環境汚染等への不安などから、全国的にみても住民同意や用地確保などが困難な状況です。そこで、現在の処分量をできるだけ減量化し、既存処分場の延命化を図る必要があります。そのため、4Rのより一層の推進による中間処理量の減量化、金属類等の有価物回収の徹底、民間処分場の活用(一般廃棄物処理施設の設置許可など)について検討し、有効な方法を実施していきます。	新たな最終処分場の整備については、環境汚染等への不安などから、全国的にみても住民同意や用地確保などが困難な状況にあることから、現在の処分量をできるだけ減量化し、既存処分場の延命化を図る必要があります。そのため、4Rのより一層の推進による中間処理量の減量化、金属類などの有価物回収の徹底、民間 <b>処理場</b> の活用(一般廃棄物処理施設の設置許可など)についての検討を行うなど、有効な方法を実施していきます。



大分市一般廃棄物処理基本計画具体的施策 新旧対照表

基本目標2 環境に配慮した適正な処理体制が整備され、衛生的で安全・快適な生活環境が保たれる自然共生型のまち			
		具体的な取組内容	見直し案
関連するその他の取り組み			
1)不適正処理防止対策の推進			
P42	①啓発活動の推進	不法投棄をなくすためには、市民・事業者の一人ひとりが不法投棄は犯罪であり、良好な生活環境を保全していくためにも、絶対に許されない行為であることを強く認識することが必要です。 そのため、6月の「環境月間」や11月の「不法投棄防止月間」等における啓発活動を進めます。	不法投棄をなくすためには、市民・事業者の一人ひとりが不法投棄は犯罪であり、良好な生活環境を保全していくためにも、絶対に許されない行為であることを強く認識することが必要です。 そのため、6月の「環境月間」や11月の「不法投棄防止月間」などにおける啓発活動を進めます。
P42	②自治会長・クリーン推進員との連携強化	自治会長・クリーン推進員との連携を図るなか、不法投棄は絶対許さないという地域住民相互の意識を高め監視の目を強めていくとともに、立て看板の設置や移動式監視カメラの設置、土地管理者へ防護柵の設置依頼等、地域に即した具体的な防止対策を進めます。	自治会長・クリーン推進員との連携を図るなか、不法投棄は絶対許さないという地域住民相互の意識を高め監視の目を強めていくとともに、立て看板の設置や移動式監視カメラの設置、土地管理者への防護柵の設置依頼など、地域に即した具体的な防止対策を進めます。
P42	③大分市廃棄物不法処理防止連絡協議会との連携強化	大分市、警察署、県土木事務所、県産業廃棄物処理業協会、県環境保全協議会からなる「大分市廃棄物不法処理防止連絡協議会」を定期的開催し、情報交換や、それぞれの立場からの不法投棄防止について協議を進めます。	大分市、警察署、県土木事務所、県産業資源循環協会、県環境保全協議会からなる「大分市廃棄物不法処理防止連絡協議会」を定期的開催し、情報交換や、それぞれの立場からの不法投棄防止についての協議を進めます。
P42	④不法投棄監視体制の強化	不法投棄の未然防止、早期発見のため、不法投棄パトロールの強化、監視カメラの設置及び日本郵便株式会社と不法投棄防止に関する協定を締結して連携を強化するなど、監視体制の強化を図ります。	不法投棄の未然防止及び早期発見のため、不法投棄パトロールの強化、監視カメラの設置及び日本郵便株式会社との不法投棄防止に関する協定に基づく連携を強化するなど、監視体制の強化を図ります。
P42	⑤不法投棄廃棄物への対応	不法投棄を発見した場合、原因者を特定し、原状回復の指導に努めるとともに、悪質な行為に対しては、警察等関係機関と連携し、告発も視野に入れた厳しい対応を行います。 原因者が判明せず、水質汚濁等、市民の生活環境の保全上支障が生ずる恐れがある場合は、土地の管理者や排出者に対して必要な措置を命じ、必要に応じて行政代執行により撤去します。 また、土地の管理者には、看板等を設置するなど、不法投棄を防ぐ措置を講ずるよう指導します。	不法投棄を発見した場合、原因者を特定し、原状回復の指導に努めるとともに、悪質な行為に対しては、警察などの関係機関と連携し、告発も視野に入れた厳しい対応を行います。 原因者が判明せず、水質汚濁など市民の生活環境の保全上支障が生ずる恐れがある場合は、土地の管理者や排出者に対して必要な措置を命じ、必要に応じて行政代執行により撤去します。 また、土地の管理者には、看板設置などの不法投棄を防ぐ措置を講ずるよう指導します。
P42	⑥搬入禁止物に対する指導の強化	機密文書等を除くりサイクル可能な紙類は、2005年(H17)8月から搬入禁止としており、2007年(H19)4月からは機密文書についても搬入禁止としました。 また、事業所から排出される一般廃棄物と併せて受入れをしてきた一部の産業廃棄物(あわせ産業廃棄物)の搬入についても、2007年(H19)4月から禁止としました。 しかしながら、搬入されるごみの中には搬入禁止物が多く見受けられることから、適切なおみの受入れを行なうために、搬入ごみの検査・指導を強化していきます。	機密文書等を除くりサイクル可能な紙類は、2005(平成17)年8月から搬入禁止としており、2007(平成19)年4月からは機密文書についても搬入禁止としました。 また、事業所から排出される一般廃棄物と併せて受入れをしてきた一部の産業廃棄物(あわせ産業廃棄物)の搬入についても、2007(平成19)年4月から禁止としました。 しかしながら、搬入されるごみの中には搬入禁止物が多く見受けられることから、適切なおみの受け入れを行なうために、搬入ごみの検査・指導を強化します。
P43	⑦野外焼却の防止	野外焼却の防止と廃棄物の適正処理に関する普及啓発を進めるとともに、監視や指導の充実を図ります。 また、「焼却禁止の例外」による焼却であっても、ダイオキシン類などの有害物質が発生するおそれや、焼却に伴う煙や悪臭が苦情の原因となることから、焼却の自粛について市民や事業者の理解を求めます。	野外焼却の防止と廃棄物の適正処理に関する普及啓発を進めるとともに、監視や指導の充実を図ります。 また、「焼却禁止の例外」による焼却であっても、ダイオキシン類などの有害物質が発生するおそれや、焼却に伴う煙や悪臭が苦情の原因となることから、焼却の自粛について市民や事業者の理解を求めます。

## 大分市一般廃棄物処理基本計画具体的施策 新旧対照表

基本目標2 環境に配慮した適正な処理体制が整備され、衛生的で安全・快適な生活環境が保たれる自然共生型のまち			
		具体的な取組内容	見直し案
<b>2) 産業廃棄物の適正処理の推進</b>			
P43		<p>産業廃棄物の適正な処理を推進するためには、産業廃棄物の排出抑制及び減量化、再生利用を促進することで、最終処分量の削減を図るとともに、産業廃棄物の量と質に応じて、産業廃棄物処理施設を安定的に確保していく必要があります。</p> <p>また、産業廃棄物や産業廃棄物処理施設に対する周辺住民の不安感や不信感を除去するためには、監視指導等による産業廃棄物の適正な処理の確保が必要不可欠です。</p> <p>そのため、「大分市産業廃棄物適正処理指導計画」に基づき、市民の生活環境を保全するとともに循環型社会の形成を図るため、産業廃棄物の減量化、再生利用の促進と適正処理の確保に関する施策を推進します。</p>	<p>産業廃棄物の適正な処理を推進するためには、産業廃棄物の排出抑制及び減量化、<b>再資源化</b>を促進することで、最終処分量の削減を図るとともに、産業廃棄物の量と質に応じて、産業廃棄物処理施設を安定的に確保していく必要があります。</p> <p>また、産業廃棄物や産業廃棄物処理施設に対する周辺住民の不安感や不信感を除去するためには、監視指導などによる産業廃棄物の適正な処理の確保が必要不可欠です。</p> <p>そのため、「大分市産業廃棄物適正処理指導計画」に基づき、市民の生活環境を保全するとともに循環型社会の形成を図るため、産業廃棄物の減量化、<b>再資源化</b>の促進と適正処理の確保に関する施策を推進します。</p>
<b>3) 災害廃棄物対策</b>			
P43		<p>災害廃棄物については、別途、策定した「大分市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ迅速に対応します。</p> <p>この計画は、大分市において今後発生が予想される地震災害、水害及びその他の自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項等を整理したもので、各主体の役割は、図3-4-1に示すとおりです。</p>	<p>災害廃棄物については、別途、策定した「大分市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ迅速に対応します。</p> <p>この計画は、大分市において今後発生が予想される地震災害、水害及びその他の自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項等を整理したもので、各主体の役割は、図3-4-1に示すとおりです。</p>
<b>4) 広域処理体制の確立</b>			
P44	<b>①ごみ処理広域化に伴うごみ搬入基準の調整</b>	<p>大分県ごみ処理広域化計画に基づき、大分ブロック(大分市・由布市・臼杵市・竹田市)による可燃物処理施設として、福宗環境センター清掃工場と佐野清掃センター清掃工場が稼働しています。4市では収集形態や分別方法に差異がありましたが、本市が2007(平成19)年度から開始した分別収集に合わせて搬入についての調整を行いました。この搬入基準について関係市への周知徹底を行い、定着化を図っています。また、搬入基準の見直しの際は、ごみ減量・リサイクルについても統一的な取り組みができるよう協議を進めます。</p>	<p><b>第2次大分県廃棄物処理計画</b>に基づき、大分市・由布市・臼杵市・竹田市による可燃物処理施設として、福宗環境センター清掃工場と佐野清掃センター清掃工場が稼働しており、<b>搬入基準の見直しの際は、ごみ減量・リサイクルについても統一的な取り組みができるよう協議を進めます。また、新環境センターの整備にあたっては、津久見市と豊後大野市を加えた6市において広域処理を行うこととしており、今後、ごみ分別の方法や搬入基準の統一的な実施に向けて協議を進めます。</b></p>
P44	<b>②効果的な広域処理の調査・分析</b>	<p>ごみの発生抑制や減量化、リサイクルの観点から、ごみの種類、性状、量及び処理方法、さらに、ごみの分別内容や収集運搬方法を含めた内容について広域処理の必要性、問題点、事業効果等の調査・分析を進めます。</p>	<p>ごみの発生抑制や減量化、リサイクルの観点から、ごみの種類、性状、量及び処理方法、さらに、ごみの分別内容や収集運搬方法を含めた内容について広域処理の必要性、問題点、事業効果などの調査・分析を進めます。</p>
<b>5) 日本一きれいなまちづくりの推進</b>			
P44		<p>日本一きれいなまちを目指して、「きれいにしようえおいた推進事業」の実施と「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」を制定して、市民、事業者と行政が一体となって清潔で美しいまちづくりを推進しています。</p> <p>さらに、市民、事業者がボランティアで行う清掃活動やポイ捨て防止、不法投棄監視パトロール活動等の「きれいにしようえおいた推進事業」が、効果的で実行性のある取り組みとなるよう支援を行います。</p>	<p>日本一きれいなまちを目指して、「きれいにしようえおいた推進事業」を<b>実施するとともに</b>、「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」を制定し、市民、事業者と行政が一体となった清潔で美しいまちづくりを推進しています。</p> <p><b>今後引き続き</b>、市民や事業者がボランティアで行う清掃活動やポイ捨て防止及び不法投棄監視パトロール活動などの「きれいにしようえおいた推進事業」が、効果的で実行性のある取り組みとなるよう支援を行います。</p>